

技術顧問制度要綱

(平成 12 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 公益財団法人青森県建設技術センター（以下「センター」という。）が行う建設事業に関する積算、施工管理、台帳管理、災害復旧支援、建設材料試験、建設技術研修及び公共施設維持管理並びに公共団体等からの建設技術についての相談等について、専門的観点からの指導・助言を受け、建設技術に係る諸問題への的確な対応を図ることを目的として、技術顧問を設置する。

(技術顧問の委嘱等)

第 2 条 技術顧問は、学識経験者の中からセンター理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 技術顧問の任期は、原則として 2 年とする。ただし、期間の満了日までに双方から特段の申し出がない場合は、更に 2 年間延長する。以後についても同様とする。

3 前項のただし書きにより委嘱期間が延長となった場合は、その旨を理事長は通知するものとする。

(技術顧問への業務の依頼)

第 3 条 技術顧問に依頼する業務は、理事長が定める。

2 技術顧問は、前項により依頼された業務に関し指導・助言を行う。

3 技術顧問は、指導・助言を行うに当たり必要があるときは現地調査をすることができる。

(謝金及び旅費)

第 4 条 技術顧問が理事長から依頼を受けた業務に従事したとき及び旅行したときは、謝金・旅費を支給することができる。支給額については、理事長が別に定める。

(庶務及び連絡窓口)

第 5 条 技術顧問制度の庶務はセンターにおいて処理する。また、業務の連絡窓口を総務課に設置する。

(疑義)

第 6 条 本要綱に疑義が生じた場合には、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。